

社会保険労務士

## ALL たま社労士事務所事務所便り

連絡先：〒277-0832  
柏市北柏3-5-4日暮ビル6F  
電話：04-7164-1283  
FAX：04-7164-1284  
e-mail：[tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp](mailto:tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp)  
URL：<http://www.tama-office.com/>



### 内閣府の調査結果にみる 「働く女性」の実態

#### ◆平成 28 年度の結果が発表

内閣府が実施した平成 28 年度の「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果が発表されました。

この調査では、男女共同参画社会に関する意識、家庭生活等に関する意識、女性に対する暴力に関する意識、旧姓使用についての意識、男女共同参画社会に関する行政への要望等について調査が行われましたが、今回は「働く女性」に関係する部分の調査結果を取り上げます。

#### ◆職場における男女の地位の平等感

職場において男女の地位が平等かどうかについての調査では、「男性のほうが優遇されている」との回答割合が 56.6%（「男性のほうが非常に優遇されている」15.1%、「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」41.5%）、「平等」との回答割合が 29.7%、「女性のほうが優遇されている」との回答割合が 4.7%（「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」4.1%、「女性のほうが非常に優遇されている」0.6%）となっています。

性別で見ると男性のほうが「平等」と答えた割合が高くなっており、年齢別では、「男性のほうが優遇されている」と回答した割合は 40 歳代が一番高い結果となっています。

#### ◆女性が増えるほうがよいと思う職業や役職について

職業や役職において今後女性が増えるほうがよいと思うものに関する調査では、「国会議員、地方議会議員」を挙げた人の割合が

58.3%と最も高く、以下、「企業の管理職」（47.0%）、「閣僚（国務大臣）、都道府県・市（区）町村の首長」（46.1%）、「小中学校・高校の教頭・副校長・校長」（42.0%）、「国家公務員・地方公務員の管理職」（41.0%）、「裁判官、検察官、弁護士」（38.7%）となっています。

#### ◆女性が職業を持つことに対する意識

一般的に女性が職業を持つことについてどう考えるかについては、「女性は職業を持たないほうがよい」との回答割合が 3.3%、「結婚するまでは職業を持つほうがよい」が 4.7%、「子供ができるまでは職業を持つほうがよい」が 8.4%、「子供ができて、ずっと職業を続けるほうがよい」が 54.2%、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が 26.3%となっています。

性別に見ると、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」との回答割合は女性のほうが高いことがわかりました。

年齢別に見ると、「子供ができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と回答した人は 40～50 歳代が多く、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と答えた人は 18～29 歳で多くなっています。

### 最低賃金改定(大幅アップ)と 給与体系の見直し

#### ◆最低賃金改定、今年は過去最高額の引き上げ

今年も 10 月 1 日から 20 日にかけて最低賃金が改定され、2016 年度の最低賃金額（全国加重平均額）は時給 823 円となりました。

最低賃金は2007年以降、右肩上がり増額し続けています。特に今年は、政府による「ニッポン一億総活躍プラン」「経済財政運営と改革の基本方針2016」「日本再興戦略2016」などもあり、過去最高額の引き上げ(プラス25円)となりました。

#### ◆懸念される人件費上昇

政府は「2020年に最低賃金を全国平均で1,000円」という目標を掲げています。この目標の実現性は不明ですが、少なくとも来年以降も引き続き最低賃金は増額されるものと見てよいでしょう。

最低賃金の引き上げは、収入増による消費活性化を期待しての政策ですが、言うまでもなく企業にとっては人的コスト増による収益悪化というマイナス面もあります。

#### ◆最低賃金引き上げで企業の35%が

##### 給与体系見直し

10月中旬に帝国データバンクが発表した「最低賃金改定に関する企業の意識調査」によると、有効回答企業1万292社のうち、35.0%の企業が「給与体系を見直した」または「見直しを検討している」と回答しています。実に3社に1社が、「給与体系見直し」すなわち増額しているという結果です。

業種別に見ると、「小売」が48.9%と最も多く、「運輸・倉庫」43.4%、「製造」41.0%と続きます。パート・アルバイトを雇用割合が高い業種ほど給与体系が見直されているようです。

また、給与体系見直しの理由として、複数の企業が「人材確保」を挙げています。慢性的な人手不足のなか、同業他社に人材が流れないよう賃金を増額する企業が増えているのです。

#### ◆給与体系見直しに最適なタイミングとは？

最低賃金を下回ると、最低賃金法により使用者は罰金刑に課せられますが、最低賃金の金額さえ支払えばよいかというと、そうでもありません。

すでに多くの企業が最低賃金に合わせて賃金を増額しており、賃金の相場は年々上昇しています。従来のままの給与体系では相対的に低賃金の企業となり、人材確保が難しくなるかもしれません。

給与体系見直しは、人件費増加につながるほか、従業員の合意形成も必要なことから、資金的・時間的に余裕がある時機に行うことが肝心です。いまのうちから検討されてはいかがでしょうか。

#### 12月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

##### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]  
雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

##### 31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

##### 本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出  
[給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出  
[給与の支払者(所轄税務署)]

#### 当事務所よりひと言

いつも大変お世話になっております。年末はお客様もお忙しいところ大変恐縮ではございますが、マイナンバー等をお願いすることも出てくると思います。

今後ともよろしくごお願い申し上げます。